

駐 対 第 6 3 号

平成20年 1 月30日

埼玉県警察本部長

警察車両に係る保管場所使用承諾証明書の様式等について（通達）

埼玉県警察車両管理に関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第13号）第2条第1号に規定する車両（以下「警察車両」という。）に係る自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号に規定する書面（以下「保管場所使用承諾証明書」という。）の様式等について、次のとおり定め、平成20年1月30日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 警察車両に係る保管場所使用承諾証明書

- (1) 様式保管場所使用承諾証明書（警察車両用）（別記様式）
- (2) 警察車両の保管場所としての使用を承諾する者当該保管場所のある庁舎を管理する所属長
- (3) 承諾する警察車両の保管場所としての使用期間原則として1年

2 その他

保管場所使用承諾証明書（警察車両用）は、自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成18年駐対第453号）第4の1(2)イ(イ)eに規定する使用権原疎明書面として用いることができる。

実施日

この通達は、平成20年1月30日から実施する。

別記様式（1 関係）

保管場所使用承諾証明書（警察車両用）

自動車の保管場所の位置	
保管場所の使用者	〒 所在地 名称
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾します。 年 月 日 管理者 <div style="text-align: right;">印</div>	